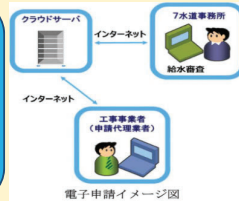


## 給水装置工事申込み及び完了届の電子申請について

**「給水装置工事申込・工事承認申請」及び「給水装置工事完了届」の受付を令和6年中を目安に、電子申請による受付に限定する予定です。**

- ・電子申請の利用登録について、お早めにお手続きをお願いいたします。
- ・電子申請の受付時間 日曜・祝日を除く7時から22時まで受付

給水装置工事の申込み手続き及び完了届提出等の事務手続きについて、電子申請による申込みができます。  
※ご利用には、事前の登録とID・パスワードの取得が必要になります。



電子申請イメージ図

電子申請の利用開始	利用申込書はこちらから
<p>以下のURLのから動画もご覧いただけます。 (横浜ウォーター株式会社WEBサイト) <a href="https://yokohamawater.co.jp/innovation">https://yokohamawater.co.jp/innovation</a></p> <p>QRコードよりアクセス</p>	<p>以下のURLのからダウンロードいただけます。 <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/suido/kyuusuisouchi/oshirase/default2022081710545.files/0004_20221021.pdf">https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/suido/kyuusuisouchi/oshirase/default2022081710545.files/0004_20221021.pdf</a></p> <p>QRコードよりアクセス</p>

- ・電子申請によるメリット
  - 窓口申請の場合1工事について5回程度の来庁が必要ですが、**来庁回数の削減**※により負担が軽減されます。
  - 給水装置工事の**受付時間の延長**（土曜日でも受付可能）による利便性の向上

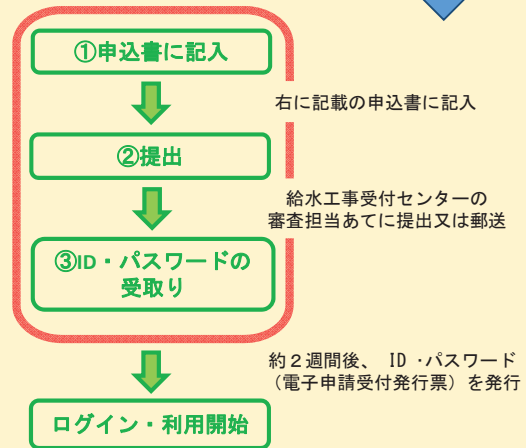
※ 来庁回数減の参考例

窓口申請	電子申請
①埋設管の調査時及び設計相談等 ②給水装置工事申込書提出 ③加入金・手数料納付書受理 ④加入金・手数料納付書提示や分岐穿孔日程調整等 ⑤給水装置工事完了届提出	①埋設管の調査時及び設計相談等 ②給水装置工事完了届提出 ③加入金・手数料納付書受理 ④加入金・手数料納付書提示や分岐穿孔日程調整等 ⑤給水装置工事完了届提出

1件の工事につき5回程度、水道局窓口への来庁が必要ですが、最短で1回の来庁で手続きが可能となります。

## 電子申請システムの登録と操作はこんなに簡単！

### 1 電子申請システム登録方法【簡単3ステップ】



電子申請利用申込書(申込者記入欄)  
※1 申込には公的機関が発行している代表者の本人確認書類(写し)の提出が必要です。  
※2 お急ぎの場合は、給水工事受付センターに書類を提出してください(提出の際は、お受取り頂く方の本人確認として公的機関が発行する本人確認書類の提示が必要となります)。

(指定番号) 指定工事事業者名(工事店名)  
( )  
連絡先(電話番号)  
Eメールアドレス(スマホ・携帯電話のアドレスは不可)  
受取人名(給水工事受付センターに持参の場合)

### 2 電子申請システム利用方法(概要版)

#### ①ログインページ

① 給水装置工事申請書・完了届の電子申請受付発行票に記載された**ID、パスワード**を入力

#### ②申請画面

給水装置工事申込書及び完了届等をPDF化し電子書類を添付

③【給水工事申込】クリック後、**必要事項を入力し、書類(PDF)を添付**して登録、申請後も納入通知書コピーや警察道路使用許可書も提出可

**以上で申請完了**

#### 【お問い合わせ先】

・給水工事受付センター(横浜ウォーター株式会社 中部事務所)  
住所: 〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町5番地1 電話: 045-489-3024

水道局給水維持課 045-671-3069